

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

「令和3年度年金出張相談所」開設日 および「国民年金保険料学生納付特例 制度」について

今月の年金相談

4月8日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

次回は5月13日(木)です。

役場第1・2会議室

年金相談所開設日について

令和3年度は下記の日程で、役場において年金相談所を開設します。

年金出張相談所は一人ひとりの相談内容に即したものとするため「完全予約制」となっていますので、相談を希望される方は開設日の1週間前までに事前予約をいただきますようお願いいたします。

なお、予約状況によっては、翌月以降の開設日のご案内となる場合がありますので、お早めのご予約をお願いします。

【年金相談所開設日】

開設日		
4月 8日(木)	8月 5日(木)	12月 9日(木)
5月13日(木)	9月 9日(木)	令和4年1月13日(木)
6月10日(木)	10月 7日(木)	令和4年2月17日(木)
7月 8日(木)	11月11日(木)	令和4年3月10日(木)

※ 開設日および会場は変更になる場合もありますので、毎月の「広報やくも」でご確認ください。

※ 予約の際に、基礎年金番号をお伺いしますので、あらかじめご用意をお願いします。

※ 予約状況により、ご希望の日時を指定できないことがあります。

国民年金保険料学生納付特例制度について

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。保険料の納付が困難なときはそのままにせず、下記のとおり手続きを行いましょう。

【手続きの方法】

- ・令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)の学生納付特例の承認を受けた方で、令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)も在学予定の方は、4月始めに再申請の用紙が日本年金機構より送付されますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。
- ・上記以外の方(令和3年度中に20歳になる方、すでに20歳になっているが令和2年度は学生納付特例制度の手続きをしなかった方など)は、役場または各支所、年金事務所にて受け付けています。

【必要なもの】

- ①年金手帳など基礎年金番号のわかるもの、または個人番号カードなど個人番号のわかるもの
- ②窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証など写真付き公的証明書なら1つ、保険証など写真無しのものなら2つ)
- ③学生証のコピーまたは在学証明書の原本
- ④印鑑

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係(窓口6番) 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112(内線244) ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。